

江華島事件からみる福地源一郎の朝鮮論 ——『東京日日新聞』の社説を中心に——

王 琪穎

はじめに

福地源一郎（1841-1906. 号は桜痴^{おうち}）は江戸幕府と明治政府の両方に出仕し、政府役人として二回の洋行を経験した人物である。明治7（1874）年に当時主要新聞の一つであった日報社に入社し、以後主筆として『東京日日新聞』の社説欄で言論を展開した（後に社長にもなった）。ジャーナリストとして活躍した福地は時人から福沢諭吉（1834-1901）と並んで「天下の双福」と呼ばれていた^①。彼の影響力を窺うことができる。

しかし、ジャーナリストとしての福地に関する先行研究はこれまで決して多くはない。最も大きな理由は、当時他の新聞から与えられた「御用記者」「御用新聞」の評価が、現代の研究者にも継承されたからであろう。これまでの研究の多くは『東京日日新聞』を政府系の新聞、福地源一郎の論説を政府の意見の代弁と認識し、その論説の内容を具体的に立ち入って考察しようとはしなかった。

確かに福地は官僚としての経歴、及び政府の要人との繋がりがあったが、彼を政府の代弁者と断言することはできない。彼は自伝の中で『東京日日新聞』の主張について、「其実は余が独立の意見を以て時事を論じたるに過ぎざれば、時としては知己の諸公の所為と雖ども、余が是執する所に反すれば遠慮なく其是非得失を論じて忌憚る所あらざりき」^②と説明している。事実、例えば江華島事件が起きた後、日本政府は使節派遣の方針を決めたが、彼は社説の中で使節の派遣に反対し、朝鮮に関与しないように呼びかけた。

このようにしてみると、これまでの「御用記者」というレッテルは、彼の論説の具体的検討を通じて再考する必要があると思われる。

他方、福地の社説は日本社会のあらゆる方面に及んでいた。同時に、彼は海外にも大きな関心を示し、中でもとりわけ隣国の清・朝鮮・ロシアなどの様子を注意深く観察し、多くの社説を書いた。しかし、先行研究の多くは内政論に注目したもの^③がほとんどで、外交や国際関係について論じたものはない。明治期の代表的なジャーナリストであった福地源一郎の外交論を研究することは、彼自身の外交思想を理解するのみならず、彼が代表した明治日本の知識人たちの対外観を解明することにも繋がると思われる。したがって、本稿では、福地の外交論研究の手始めとして、まず江華島事件をめぐる言論を取り上げ、彼の朝鮮論を考察することとする。

(1) 江華島事件と先行研究

江華島事件⁽⁴⁾は日朝関係にとって近代をもたらした大事件で、新たな条約に基づいて両国関係を再構築した重要な転換点であった。明治8(1875)年9月20日、日本軍艦の雲揚が測量の名目で江華島付近を航行し、挑発のために砲台のある江華島と本土との間の狭い水道に故意に進入し、朝鮮側の砲撃を受けた。翌日雲揚艦長の井上良馨(1845-1929)は報復のため朝鮮側の砲台を砲撃し、さらに22日永宗島に上陸してその要塞を焼き払い、大砲などの戦利品を捕獲した。同9月28日、長崎に帰還した井上良馨は政府に電報で事件を報告した。

事件後の処理として、日本政府は同年12月9日に黒田清隆(1840-1900)を特命全権弁理大臣として朝鮮に派遣すると公表し、さらに12月27日に全権副大臣として井上馨(1835-1915)の派遣を決定した。交渉の末、翌明治9(1876)年2月27日に日朝修好条規が調印された。日本政府は3月2日条約締結の事実を布告し、3月22日に条約の内容を公布した。さらに、交渉の過程で日本側から全権大臣の派遣に対応する回礼使の渡日と、日本国内の物情調査が要請され、朝鮮側はそれに応じて第一次修信使を派遣した。明治9年5月22日～6月27日のことであった。

この事件について、政府の外交の観点からこれまで多くの研究が行われており⁽⁵⁾、近年世論の面でも研究⁽⁶⁾がみられるようになった。とりわけ塩出浩之氏の論文は『東京日日新聞』『郵便報知新聞』『朝野新聞』『東京曙新聞』『横浜毎日新聞』『評論新聞』『日新真事誌』の七つの新聞を取り扱い、事件の発生から条約締結までの世論の動向を網羅的に分析した。これによって江華島事件をめぐる日本の世論の全体像が明らかになった。そこでは、『東京日日新聞』の主筆であった福地源一郎の主張も紹介されている。

ただ、塩出論文では事件をめぐる言論の紹介は条約締結までに留まり、条約の内容および後に渡日した朝鮮修信使一行に関する議論は含まれていない。また、七つの新聞を同時に比較しながら紹介したため、それぞれの論説の細部まで踏み込んだ分析はしていない。

前述のように、本稿は江華島事件を中心に福地源一郎の朝鮮論を考察することを目的とする。そのため、事件が発生してから朝鮮修信使が帰国するまでの全期間について福地源一郎の言論を全て紹介し、彼の基本認識から思考法まで分析することを試みる。

(2) 史料の説明

江華島事件が最初に日本政府に報告されたのは明治8年9月28日のことであった。福地源一郎は翌29日にその情報を手に入れ、そして翌々日の社説に「巷説」として報道した⁽⁷⁾。それから明治9年6月下旬までの約十ヶ月間、福地は江華島事件及び朝鮮対策をめぐる夥しい量の社説を掲載した(付表「江華島事件に関連する東京日日新聞の社説」を参照)⁽⁸⁾。

これらの社説は、事態の発展及び福地自身の関心の変化によって五つの時期に分けることができる。まず、明治8年9月30日から同10月23日までの間、議論の中心は征韓か否

かであった。次に、11月22日から12月13日まで、日本政府が「問罪使」を派遣するという伝聞があり、議論の焦点は使節の派遣になった。第三の時期は明治8年12月24日から明治9年2月16日までで、使節の出立を目前にして、再び征韓か否かの議論に戻った。第四は3月3日から3月28日までの時期で、交渉の末に条約が締結されたため、条約そのものが注目された。最後に、5月30日から6月22日までの時期は来日中の朝鮮修信使に関心を示している。本稿はこの時期による関心の変化に留意しつつ、福地の朝鮮論を分析する。

一 「実益」ゆえの非戦論

明治8年9月30日の社説で福地が江華島事件について第一報を発してから約一ヶ月間、日本の各新聞紙の間では白熱した論戦が行われた⁽⁹⁾。『東京日日新聞』の主筆福地源一郎もこれに積極的に参加した。付表に示すように、9月30日から10月23日まで、同紙はほぼ毎日のように江華島事件について社説を掲載し、末松謙澄が執筆した一点を除いて福地はわずか24日間に18点の記事を書いた⁽¹⁰⁾。ちなみに、福地の9月30日の報道は、明治7年12月に『東京日日新聞』に社説欄が設けられて以来、朝鮮を論じた最初の記事であった。

では、この「征韓」をめぐる論戦において、福地はどのような考えを示したのか。結論から言うと、福地は最初の社説で江華島事件の情報を「巷説」として紹介し、まだ真偽の判断ができないと述べた後、直ちに「戦う可からず」と自らの意見を表明し、最後の社説まで非戦論を貫いたのである。

江華島事件後最初の社説、9月30日の文章で福地は「道徳上にはは^(よ)良しからぬ言辞なれども、実益は主なり虚榮は客なりと云ふは實に治国の大眼目たる可き銘箴と思はざる可からず」と述べた。「治国」にとって最も重要なものは「虚榮」ではなく「実益」である。そして、事件後征韓をめぐる激しい論争の中で終始福地の非戦論を支えたのが「実益」の理論であった。最初の時期における福地の社説を分析してみると、具体的な論点は以下の四つであったと思われる⁽¹¹⁾。

第一、朝鮮そのものに利益がない。「城下の盟に於て十分なる条約を得るとも交際上に於て何の実益ある乎。貿易上に於て何の実益ある乎。吾曹未だ其の実益を認めざる也」⁽¹²⁾。条約を締結しても貿易からは何の利益も得られない。また、朝鮮と戦争し、たとえ「旬日間に朝鮮八道を席卷し大勝を得」ても「貧国」の朝鮮に軍隊を駐屯することはできない。なぜなら、「糧を彼国に^(と)資るを得ず、去れば一年を待ずして日本帝国は知らず々々既に歐洲金主の所有に化し、独立の名は忽ち空中に煙滅するに至らん（朝鮮から償金を取るは六かし）」⁽¹³⁾。つまり、「貧国」の朝鮮と戦争しても得るものがなく、軍体の駐屯は却って日本自身に負担をかける。それどころか、長期的な駐屯は外債を増やすことになり、日

本の「独立」を脅かす危険がある。

ここで福地の朝鮮に対する基本認識を検討してみよう。まず、当時の朝鮮が経済的に貧しかったというのは正確な認識であった。18世紀後半から江華島事件までの間、朝鮮の財政は著しく悪化した。そして、財政の窮迫を改善するために農民の負担を増やし、19世紀の民乱が頻発する原因になった⁽¹⁴⁾。こうした朝鮮から賠償金を求めるのが難しいということは理解できる。そして、貿易に関する認識は恐らく江戸時代の経験によるものであろう。18世紀半ば以降日朝貿易が全般的に衰退した⁽¹⁵⁾事実から、利益が微小であったことがわかる。このように、福地の朝鮮認識はあくまで現実を踏まえた上でのものだと確認できる。

第二、日本の国内経済が疲弊しており、そもそも征韓のための軍費を拠出できない。「吾曹が臆断に拠れば、軍費を募る為には外債を起す乎、内債を起す乎、紙幣を増造する乎の三策の外に出ざるなり」⁽¹⁶⁾。しかし、現時点ではいずれも使えない。外債の場合、「太平無事」の時でさえ利子が高いから、戦争の状態になるとより一層利子が高くなり、募集が困難になるだろう。そして、経済が疲弊している日本国内で莫大な金額の公債を発行することも極めて難しい。大規模な紙幣の増発は紙幣の価値の低落をもたらし、結局日本政府の信用にもかかわる大問題になる。

日本の国内経済について福地の現状認識は冷静であった。明治初期の日本は戊辰戦争(慶應4/明治1年-2年。1868-69年)の影響、貿易収支の不均衡及び金融貨幣システムの不備などによって、財政基盤が極めて不安定だった⁽¹⁷⁾。それに加え、前年(明治7[1874]年)の台湾出兵と佐賀の乱などで莫大な経費を支出したため、江華島事件が起きた当時日本政府の財政状況はかなり厳しかった。福地はこうした現実状況から征韓の不可を論じたのである。ちなみに、二年前の明治6(1873)年10月に大久保利通(1830-78)は征韓論に反対して「征韓論に関する意見書」を提出した。この「意見書」の第二条⁽¹⁸⁾はこの福地の論点とほぼ一致している。

第三、もし開戦したら、清とロシアが介入する可能性がある。

敵兵は朝鮮人のみにして外に応援の軍なき乎と問ふ可し。吾曹の考察に拠れば、支那人は去年北京の条約より頗る不満を我邦に懐き、期会もあらば恥を雪かん事を欲すべし。支那決して侮る可らざる也。(中略)日本人は一旦戦を朝鮮に開くに当り必らず支那をして局外中立を守らしめんと望む可し。(中略)吾曹が聞く所に拠れば、支那の某官人は曰く、公法に於ては支那は中立すべしと雖とも、情誼に於ては朝鮮を援けざるを得ざる也と。蓋し之を昔時明軍四十万が朝鮮の為に発行せしと同一の見なり^{よし}。良や直接の応援を興えざるも^(ママ)間接に於いて糧食兵器等の給助を成すに当り、我邦は何の策を以て之を防止するを得んや。⁽¹⁹⁾

明治7年、日本政府は琉球遭難民が台湾の原住民に殺害された事件を理由に台湾出兵を

断行した。これに対し、清は衝撃を受けて強く抗議したが、結局妥協して見舞金を支払って事件が収束した。福地はこの事件によって、清が日本に対して不満を抱えているとみていた。くわえて、1860年代以降、清では西洋の物質文明と技術を導入しようとし、とりわけ軍事面において近代化が進んでいた⁽²⁰⁾。これらの認識の上、豊臣秀吉(1537-98)が朝鮮侵攻を行った時の明の出兵を例に挙げ、今回の事件で清も「情誼」によって介入するだろうと福地は推測した。たとえ直接参戦せずとも、武器や食糧を提供するなど間接的な援助は十分可能である。さらに、清とロシアの二国が「合従」して朝鮮を応援する可能性も否定できない。もしそのような状況になったら、「日本の安危存亡」にかかわる大問題になる⁽²¹⁾。

こうした清とロシアによる介入の懸念は日本政府の中にもみられた。江華島事件が起きた直後、参議木戸孝允(1833-77)は建議書を出し、事件の処理にあたってまず宗主国の清に交渉して責任を問う必要があると論じた。日本政府もその意見に賛同し、清に異議が生じる可能性を配慮し、遣韓大使の前に清に森有礼^{ありのり}(1847-89)を全権公使として派遣した⁽²²⁾。また、明治6年の大久保利通「意見書」も、朝鮮に武力を用いたらロシアが「漁父の利」を得ると警告した。明治8年9月の時点で日露間の樺太問題は既に樺太千島交換条約の締結によって解決されていたが、常に領土拡張の野心をもつロシアに警戒せねばならないという認識は当時日本の世論に多くみられた⁽²³⁾。

ただし、当時ロシアの主な関心はあくまで西方にあり⁽²⁴⁾、朝鮮問題に直接武力介入する可能性はゼロとは言いきれないが、低かったのではないかと思われる。清も英・仏との葛藤および新疆の反乱などの事情から朝鮮に手を出す余裕はなく、江華島事件の平和的な解決を望んでいたという⁽²⁵⁾。もちろん、当時の状況では、武力による介入は難しいかもしれないが、戦争以外の手段を用いる干渉は十分に考えられたであろう。

第四、東洋大陸に戦争の禍機が現れている。

英魯の二強国が共に東洋に向けて利益を争ふに当り、己れを枉て他に譲るに非ざる以上は両雄併立たざるの勢いより、早晚兵を以て相見るの時に至るべきを免かれざるべしと思惟したるなり。⁽²⁶⁾

イギリスとロシアは中央アジアで覇権を争っていたが、その勢いが東に発展し、近年清における貿易の利権⁽²⁷⁾獲得を競うようになった。このように英露の対立が緊張しており、いつ戦争になってもおかしくない状況であった。同時に、両国はそれぞれ清と葛藤を抱えていた。イギリスは雲南地方を調査する時に通訳のマーガリー Augustus Raymond Margary(1846-75)が地元のゲリラに殺され、ロシアも西北地方において隊商が殺害されて清と緊張関係に入っていたのである。また、清の内部でも新疆で反乱が続き、くわえて米国船が清に砲撃されたという伝聞もあった⁽²⁸⁾。

このように、「東洋の大陸」は「戦争の妖霧」に覆われ、極めて混乱して危機的な状況に陥っていた。この状況を征韓の好機と看做す論者がいたが、福地はそれを否定し、このタイミングでの征韓はむしろ自ら「鵲蚌の争」^(いっぼう)⁽²⁹⁾に参加するようなもので、却って「漁人の利」を失うと考えていた。逆に、「中立して東洋通商の利益を占め」ることこそ「漁人の利」であり、国民の幸福になる。もし征韓を実行したら、「彼の戦争の妖霧は上陸のみならず日本の旭輝をも覆ふたる大不幸の悪運と云べき而已」⁽³⁰⁾。こうして、福地は日本と朝鮮だけではなく、東アジア全体の情勢を常に観察し、その上で征韓よりも中立のほうが日本にとって利益になると論じたのである。

以上の四つの論点を総じてみると、福地はあくまで「実益」を中心に征韓の不可を論じていたことがわかる。その「実益」は国家の安全と経済的な利益の両方を含んでいたが、互いに切り離して考えていたわけではない。彼は朝鮮と日本の経済状況を冷静に認識し、それを踏まえて征韓によって獲得できる経済的利益がないと判断した。それどころか、戦争や軍隊駐屯の費用を抛出するために外債が増え、日本の独立—安全という利益に影響を及ぼすことになる。そして、征韓を実行する場合、清とロシアが介入する可能性が存在するから、日本の国家的安全も脅かされる。彼はさらに、東アジア全体の情勢から出発し、最も利益になる選択をしようと述べた。常に現実状況を把握し、最大の利益を獲得することを第一の目的とする姿勢は、福地源一郎が典型的な現実主義者⁽³¹⁾であることを示している。

二 征韓反対論と対策

前節で述べたように、江華島事件後の一ヶ月間、各新聞の間で征韓の可否をめぐる激しい論争が行われた。当時の主要新聞の中で、『東京日日新聞』『郵便報知新聞』『朝野新聞』が非戦論を主張したのに対し、『東京曙新聞』と『横浜毎日新聞』は征韓論を唱えた⁽³²⁾。福地は熱心な征韓論を「荣誉論」(のちに「虚栄論」と「権道論」⁽³³⁾)に分類し、両方とも「国安」を維持する「十全の策に非」ずと否定した上でそれぞれ反論した⁽³⁴⁾。

「荣誉論」は江華島事件で雲揚艦が朝鮮に砲撃されたことを日本の恥辱と看做し、もし朝鮮から適切な謝罪がない場合直ちに兵を送り、武力的懲罰をもって日本の「荣誉」を守らねばならないという主張であった。しかし、このような「面目」を保つことを目的として「実益」を一切考慮しない思考法は、現実主義者の福地にとって最も批判すべき考え方だったのである。

凡そ政治上に於て最要とする所は国安を保ち幸福を^(ちよく)抄するに在るなり。一国の面目も人民の荣誉も皆この国安と幸福とに出ざるは無し。名は^(めい)実の^(じつ)實と云へる即はち是なり。国その安を保つこと能はずして面目を全うし、人その幸福を抄すること能はずし

て榮譽を有する者は古往來今未だ之あるを見ざる也。去れば国安と幸福とを保抄する為ならば、何等(しい)の施為(たつとん)にせよ之を貴て政治上の条理とす可く、国安を誤ち幸福を妨る所業ならば、何なる理屈あるとも之を斥て不条理(こ)とせざる可からず。⁽³⁵⁾

要するに、「国安」と「幸福」こそが政治・外交の最終目的であり、如何なる施策もこれを判断基準にせねばならない。こうしたリアリズム的な考え方を通じ、征韓に利益がないうえ日本に危険をもたらす可能性があるとして認識し、福地は「榮譽論」を批判したのである。

一方、「権道論」は不平士族の動向を懸念し、日本国内の安定を守るためにその「気焰」を海外に逸らすしかないと主張した。日本国内の安定—利益中心のこの考え方は、一見すると福地のようなリアリズム的な発想にみえる。

明治になってから、日本政府が推進した文明開化・殖産興業に、士族の多くは取り残されていた。それにくわえ、明治3(1870)年の徴兵令をはじめ、明治9(1876)年の秩禄処分や廃刀令などの政策によって士族は次第に身分的特権を奪われた。明治6年の征韓論争と翌7年の台湾出兵はそうした背景の中で起きていた。また、日本国内でも明治7(1874)年の佐賀の乱や同9年の神風連の乱など一連の士族反乱が起き、ついに明治10(1877)年の西南戦争にまで発展したのである。

実際、福地は不平士族という勢力の存在と危険性を認めたが、「吾曹は此の士族が直に内乱を發するの萌芽あるべきを惧るゝに非ず、廟議が此の士族の為に揺撓せられん事を惧るゝ也」⁽³⁶⁾と述べたように、内乱よりも不平士族による政府の制御を恐れていた。日本政府には海陸軍があり、前年の佐賀の乱で証明したように、たとえ直接の騒動が起きても事態を收拾することができるだろうと福地はみていた。

もし不平士族の勢力を恐れて征韓を実行したら、政府における士族の影響力が次第に大きくなり、いずれ「不平士族の政府」にもなりうる。それこそが日本人民にとっての不幸である。なぜなら、「士族の不平と人民の康福とは日本に於て両立す可からざる者」⁽³⁷⁾であり、士族の不平の真相は「其の名利を失ふを怨む」ことで、征韓は表の名目でしかないからである。坂本多加雄氏は⁽³⁸⁾、福地の士族批判の重要な理由の一つとして、士族の民権運動の根底に「封建の主義」の特権意識があるとみていたことを指摘した。福地は明治7年の民選議院建白書論争と佐賀の乱を意識し、征韓によって不平士族の勢力が増大する可能性を懸念し、征韓に反対したと思われる。

「権道論」は内乱を防ぐことを目的とする利益優先論にみえるが、福地はこれを一時的な「苟安」⁽³⁹⁾策と看做し、長期的にはむしろ害をもたらすと否定した。つまり、「権道論」と福地の理論は思考法が同じでも、利益そのものへの判断は異なっていたのである。

さらに、彼は江華島事件における征韓の必要性和正当性にも疑問をもっていた。

まず、事件で雲揚艦が砲撃を受けたとはいえ、「砲台を乗取り陣営(こほ)を毀ち人家を焼く」という反撃は「国旗を汚されたる恥(こそ)を雪くに余りあり」と言える⁽⁴⁰⁾。これ以上の武力行

使はもはや必要がない。それに、雲揚艦への砲撃は果して朝鮮政府の命令によるものか、それとも単なる「攘夷家」の過激行為なのかもまだわからない。「我国の既往を回顧せば此挙の恰も長州下の関の砲発に類似すべきは思ひ半に過る所あるべし」⁽⁴¹⁾。文久3 (1863) 年の下関事件で、長州が欧米艦隊に砲撃したが、それは日本政府の命令によるものではなかった。今の朝鮮の「鎖国」風習を十数年前の日本と比べてみれば、雲揚艦への砲撃もまた類似した状況かもしれないと言うのである。

また、英清が対立したマーガリー事件と類比し、マーガリーの雲南調査は「支那政府の明許を得」たが、「我が雲揚艦は果して此等の事ありや」⁽⁴²⁾と事件の性質を疑問視した。ただ、この点についてこれ以上の議論は日本政府への批判を招くかもしれないので、結局暗示程度で止めている⁽⁴³⁾。

このように、江華島事件が発生してから一ヶ月間の論争において、福地は「実益」による非戦論をもって征韓論の「榮譽論」および「権道論」と戦い続けた。かつ、征韓論（特に榮譽論）の最大の論拠である「問罪」の必要性と正当性にも疑念を抱いた。では、非戦論の福地にとってこの事件はどう対処すべきだったのだろうか。

吾曹いま内国の動静を考へ會計の疲弊を察して試に之を付度せんに、念を朝鮮の事に絶ち、条約も結ばず交通も成さず榮譽も論せず談判にも渉らず、孜々として内政を肅理するを専とし更に外顧せざるは最上の策なり。(中略) 最上策を用ふることを能はざるの時に迫らば、懇親を以て支那政府に掛け合ひ、飽まで朝鮮を彼の属国と見做し其間接に由て満足を得んことを望む可し。若し不幸にして満足を得ざる事あらば、交際上の習慣に従ひ、此事に關係なき外国に仲裁決断を乞ふの手段あるのみ。吾曹は之を以て中策と名け、万々止むを得ざるの方法と成し、政府人民が直に之を挙行することを願はざる也。抑も戦ふの一決に至りては、其の榮譽に根すと権道に出るとを問はず、吾曹は一概に之を目して無策なりとし(後略)。⁽⁴⁴⁾

ここで現実主義者の福地は「最上の策」「中策」と「無策」の三つをそれぞれ説明した。「最上の策」は、当時熱心に表明されていた朝鮮に関与したいという考え(征韓にせよ、交渉して条約を結ぶにせよ)と異なって、江華島事件を「不問」に付すのみならず、朝鮮と一切関わらないことを求めた。これは先の四つの論点による判断であろう。同時に、外顧せずに内政に専念するという観点も、大久保利通の内政優先論に一致していた。そして万が一それができない場合も、あくまで談判や仲裁の外交手段に頼ることを「中策」とする。戦争という手段は最初から考えられない「無策」であった。

その後、明治8年10月後半になると、福地は「智識を備へたる上等の社会に連なる紳士は皆挙て非戦の要点に帰著したり」と、「公論」は既に非戦論に傾いたとみて、「廟謨は決^{セントルメン}(びようぼ)して雲揚の一挙の為に動擾せられて征韓の決議に至らざるに相違なき」⁽⁴⁵⁾と楽観的な予測

をくださった。そして、10月23日の社説で彼はそれまでの言説をまとめ、一旦江華島事件に関して議論することを中止した。

三 「不問」策の挫折と講和の希望

一旦中止した江華島事件に関する議論は、日本政府が「近々に某の貴官を問罪使に命じ軍艦を率て韓地に臨み以て其罪を責むるに至るべし」⁽⁴⁶⁾ という「道路の説」によって再開された。その後、政府が使節の任命を公布するまで、福地は問罪使の派遣に反対し、あくまで朝鮮を「不問に置くべし」⁽⁴⁷⁾ という主張を維持した。

その理由は二つある。

まず、問罪使派遣の必要性と正当性がない。前節の論点、雲揚艦の反撃で受けた恥辱はすでに十分に晴らしたことをここでも強調した。そして、朝鮮政府が新服の改正を口実に日本政府を侮辱したという論点について、「其鎖国の旧習を墨守する情態を量り、我邦の文化文政年間の有様に引較ぶれば、韓人の言ふ所も未だ必ずしも口実のみには非ざるべきに似たり」⁽⁴⁸⁾ と、朝鮮の国情を理解する姿勢を示した。さらに、江華島事件において雲揚艦自身の損失は少なく、むしろ朝鮮側に大きなダメージを与えたことを考えると、「若し朝鮮(きようじやく)の怯弱に乘し之を脅迫して償金巨万を食らんと欲せば、是れ諺に所謂弱じやくいじじやくめにして文明社会の為に甚だ愧つべき所なり」⁽⁴⁹⁾ と言う。

次に、問罪使を派遣しても利益がない。

条約済の上にて愈々開港開市の時と成らば、日本国より何品を朝鮮に売り込み何品を朝鮮より買ひ取り以て貿易の実利を日本人民に與んと図る乎。吾曹は更に通交の上に就て利益の在る所を見出さざるなり。(中略) 今や各国人民は銳意して利源を覓むるに汲とたり。若し日本の約成るを聞かば、黒田君の乗船の未だ品海に達せざるに英仏の使船は既に江華に投錨し談判三四回を歴ずして、我国と対等の権理を朝鮮より取り易と条約を結ぶ、猶ほ英魯仏蘭が日本に於て米国の後に乗せしが如くなるべし。⁽⁵⁰⁾

第一節で紹介した福地の朝鮮に対する基本認識でも示したように、朝鮮と条約を結んで貿易しても利益がない。そして、もし日本が先に朝鮮と締約したら、利益を求める西洋諸国はたちまち日本の後を追い、同じ条約を結び、同等の権利を獲得するだろう。たとえ朝鮮に利益があるとしても、日本によって独占はできない。ましてははじめから利益がない以上、問罪使の派遣には意味がない。さらに、「問罪の使と問罪の師とは其間寔に毫末の距離あるのみ」⁽⁵¹⁾、一旦問罪使を派遣すると、戦争になる可能性が高くなる。征韓の利害については既に前の二節で論じた通りである。また、清と朝鮮の関係を考えると、直接征韓を行っても、使節を北京政府に派遣して糾問しても、「両国の関係をして益々緻密に至らしめ」⁽⁵²⁾、

日本にとって不利な状況になる。

こうして、明治8年10月下旬まで福地は、政府が征韓という決断をしないだろうと信じていたが、政府の間罪使派遣の情報によって動揺した。間罪使の派遣は結局征韓に発展するのではないかと憂慮し、この時期にはもっぱら使節の派遣に意味が無いことを論じた。この情報の真実性が確認されると、彼は「利害斯の如く、夫れ然り而して廟堂の之を不問に措かざる者は何ぞや。日本政府は所謂る軍人政府の類に非ざるを得んや」⁽⁶³⁾と失望を隠さなかった。同時に、「上等社会の輿論は廟議の決定の如何に拘らず、益と朝鮮を不問に置くべしと云ふ方向に赴くの状あることを明言せざる可からざる也」⁽⁶⁴⁾と、政府の動きは智者の「輿論」と異なると指摘し、使節派遣の決定を批判した。その後、福地は、明治8年12月9日に日本政府が黒田清隆の派遣を発表した後の同12月13日まで、「已に遅し機已に失へり」⁽⁶⁵⁾と自認しながら、使節派遣に利益がないと論じ続けた。

しかし、明治8年12月下旬に特命全権弁理大臣の黒田清隆の出発が目前になると、福地はやむを得ず自らの「不問」策の失敗を認めた。

吾曹が畢生の精神を發揮して、輿論の在る所に抛り忌憚なく痛論せし不問に措くの説も全く徒説空談に帰したるを以て機会に後れながら、今更に之を復論するは寔に毫厘の実益なきに由り、吾曹は未練らしく非戦の論題に固守することを止めんのみ。⁽⁶⁶⁾

使節の派遣が決定された以上、もし交渉が破裂したら戦争の可能性が極端に高くなる。福地もその可能性を考慮し、「非戦の論題に固守する」ことができなくなった。ただし、戦争の不利益を十分に認識したうえで、彼は可能な限り和議をもって事件を収束することを希望した。その後の社説からみると、福地は談判が破裂して日本にとっての「禍機」⁽⁶⁷⁾になることを始終憂えていた。

「吾曹非戦論者は云ふ迄も無く、可戦論者たりとも弁理大臣が砲火を開かずして十分の間罪を達すべきかを請合はざるべく、一般の思考に於ても先づ十に七八は兵力を使用するを要する者と予算するに相違なかるべき也」⁽⁶⁸⁾。このように、福地は開戦の可能性をかなり高く推定した。もし朝鮮が「始終孤立」の国であれば、戦争をしても大した危険はないだろうが、事実はそのようではなかった。清政府が「袖手傍観して局外中立の公法を確守するとは到底考えられない。「支那が朝鮮に応援するは十にして六七なり」とみていた。「蓋し支那兵は軍法上にて勝敗を決するの第一義たる、衆を以て寡を制するの実を得れば也」。一旦清と交戦したら、たとえどんなに勇猛でも「客地懸軍」の日本にとっては決定的に不利となるであろう」⁽⁶⁹⁾。

また、条約締結までの間、福地は常に諸国の動静を観察し、開戦の可能性を憂慮した。『北清日報』*North China Daily News*と『ヘラルド』*The Japan Herald*⁽⁶⁰⁾の報道から、「支那砲船の鴨緑に投錨すると魯兵が韓地に進入する」⁽⁶¹⁾の情報が伝わった。明治9年1月の

後半に朝鮮人が釜山の日本館を夜襲したという「巷説」⁽⁶²⁾も出た。その後デマだと証明され、福地はまだ講和談判の希望が残っていることを喜び、その情を表明した。こうした緊張が続いている中、彼は最後まで「講和の報知を吾が紙上に公発するの榮あらんことを指望するのみ」⁽⁶³⁾と願っていたのである。

四 講和の実現

やがて明治9年3月2日、日本政府は使節が使命を全うして帰朝すると発表した。福地は黒田清隆と井上馨が戦わずして「文勲」を達したことを高く評価した。「両公が此の希望を万一の間に繋ぎ、非常の地位に在りて非常の文勲を非常の時間に奏す、明治歴史に特書し、之を宇内に公にし之を後代に伝ふるも、誰か之を偉勲なり名誉なりと云はざる者あらんや」⁽⁶⁴⁾。

また、3月22日に日朝修好条規⁽⁶⁵⁾の内容も公布され、福地は3月25日と27日の社説で条約の内容について議論を展開した。

条約全体について、「其の文章は尤も明瞭簡約にして和親交際貿易航海の諸要を包罩し、他日其の条目を適宜に取極むべき為の基礎を制立したる者なり」⁽⁶⁶⁾と評価した。「和親交際貿易航海」の中で「和親」を最初に書くのは、条約の「和親」という性質を重視したからである。

そして、彼は条約の内容を逐条紹介し、特に第一款、第四款と第十款について詳しく議論した。ここでは福地の論点をより理解するために、やや長文になるがこの三款の原文⁽⁶⁷⁾を引用する。

第一款 朝鮮国は自主の邦にして日本国と平等の権を保有せり。嗣後両国和親の實を表せんと欲するには、彼此互に同等の礼義を以て相接し、毫も侵越猜嫌する事あるへからず。先づ従前交情阻塞の患を為せし諸例規を悉く革除し、務めて寛裕弘通の法を開拓し、以て双方とも安寧を永遠に期すへし。

第四款 朝鮮国釜山の草梁項には日本公館ありて年来両国人民通商の地たり。今より従前の慣例及歳遣船等の事を改革し、今般新立せる條款を憑準となし貿易事務を措弁すへし。且又朝鮮国政府は第五款に載する所の二口を開き、日本人民の往来通商するを准聽すへし。右の場所に就き地面を賃借し家屋を造営し、又は所在朝鮮人民の屋宅を賃借するも各其随意に任すへし。

第十款 日本国人民朝鮮国指定の各口に留在中、若し罪科を犯し朝鮮国人民に交渉する事件は総て日本国官員の審断に帰すへし。若し朝鮮国人民罪科を犯し日本国人民に交渉する事件は均しく朝鮮国官員の査弁に帰すへし。尤双方とも各其国律に拠り裁判し、毫も回護袒庇する事なく務めて公平允当の裁判を示すへし。

まず、第一款について福地の議論をみてみよう。彼は「朝鮮の自主を認め其の我邦と平等の権を保有するを肯^(がえん)ずるのは実に果敢な「美拳」だと称讃した。⁽⁶⁸⁾ 彼は、朝鮮を日本の「隷属国」でなく平等の国に規定したのは日本の国威を損なうという意見に反論した。

① 朝鮮はもともと日本の隷属国ではなかった

江戸時代から、神功皇后の三韓征伐と豊臣秀吉の朝鮮侵略によって朝鮮は二度も征服されて日本に朝貢するようになった、という朝鮮認識が形成され、のちに一般的な認識となった⁽⁶⁹⁾。そして、江華島事件の当時も民衆の間でかなり共有されていた。

このような朝鮮認識の中で、「上世三韓征伐の挙ありてより貢献の事など我が歴史に明文ありと雖とも、是れ果して真の隷属国の貢献と見做すべき乎」と、福地は疑いを表した。「歴史に明文あり」というのは恐らく『日本書紀』や『続日本紀』^{しよくにほんぎ}などの記載を指していた。しかし、彼は中国の歴史記述を例に挙げ、「朝鮮は素より我が隷属国に非ざるなり」と説明した。中国の正史に唐代以降日本が朝貢国になった記述があるが、実際には日本は中国に朝貢しなかった。日本人は、こうした中国の「誇大自尊の風習」が「伝染」した結果、朝鮮を朝貢国と誇張したのではないか。また、たとえ朝鮮が本当に日本に朝貢したとしてもそれは千余年前のことだった。徳川時代において日本が朝鮮を同等の儀礼をもって接したのは明らかで、今さら朝鮮を日本の隷属国にするのは却って不自然であると言う。

② 利害の観点

現実主義者の福地にとって、国家は如何なる行動も利益を基準にせねばならない。しかし、たとえ今日武威をもって朝鮮を日本の属国にしても「毫末も利益」がない。「仮令ひ朝鮮をして従来我が隷属たらしむるも我が所領たらしむるも、東洋今日の形勢にては吾曹は將に之を放て独立国たらしめんと欲す。況や其の初より自主国たるに於てをや」。

また、日本の地勢から言うと、「海を隔て東洋大陸に向ひ我が版図を拓くの国柄」ではない。日本と東洋大陸の位置関係はイギリスと欧州大陸の関係に似ており、「自国を防御するに便にして進て大陸を併呑するに便ならざる」なり。そして、昔のイギリス⁽⁷⁰⁾を例に、海を隔て朝鮮を統御するのは日本にとって「禍根」になるかもしれないと述べた。

さらに、もし朝鮮を属国にしたら日本は世界万国に対してその責任を負わねばならない。しかし、「今日の外交に於て日本は日本の責任を了するだけにて十分の負担あり」、朝鮮のために責任を負う余力はないと言う。

③ 均衡外交の観点

朝鮮を自主国にするのは「東洋一般の権衡を保持する為にも亦尤も緊要なる所」である。ここで福地は清と朝鮮の宗属関係について論じた。今まで朝鮮は日本に対して対等の態度

を取ったが、清に対しては冊封を受け、正朔を奉ずるなど属国としての立場に立っていた。その宗属関係の実態について、福地は「今日の有様は名義上だけにて」、朝鮮に対して清は実際の支配や干渉をしていないと認識した。これは現実の状況と一致していた。清は朝鮮を「属国」としながらも内政外交に一切関与しないと公言した⁽⁷¹⁾。ただし、これから「支那が如何なる盛衰を變ずる」かは分らないから、「東洋の大勢に於て朝鮮をして早く自主国たらしめんことを冀望^(きぼう)」した。つまり、福地が言った「東洋一般の権衡」は清への警戒に由来すると推測できる。第一款の規定により、朝鮮は「属国」から「自主国」に、そして日本・清と同じく平等な国になったと福地は考えたのである。

こうして、福地は第一款の利点を「第一に我邦の禍根を除き」、「第二に朝鮮の自由を復し」、「第三に東洋一般の大勢を権衡」することにあるとまとめ、その意義を最も重要視した。「我邦の禍根を除く」とは、恐らく「和親」条約の締結によって征韓の可能性がなくなったことを意味するだろう。そして「朝鮮の自由を復す」というのは清と朝鮮の宗属関係を意識する上での「自由」回復であり、つまり、福地はこの第一款によって朝鮮は「自主国」=「独立国」になったと解釈した。ただし当時の朝鮮にとって、条約中の「自主」という言葉は清からの「独立」を意味するわけではなかった⁽⁷²⁾ ことに注意する必要がある。

次に、第四款について、福地は通商貿易における従前の慣例と歳遣船を改革することを評価した。歳遣船は貿易・修好のために日本から朝鮮に派遣された船のことであったが、「朝鮮一道の歳入⁽⁷³⁾」をもって貿易に充てる必要があり、結局朝鮮に大きな負担をかけた。その廃止は良いことである。また旧慣では釜山にある日本公館（昔の草梁倭館）の費用もすべて朝鮮が負担していた。これらの慣例を廃し、日本公館を「朝鮮に返」して新たに購入するか借り入れるかするのは、一見すると「実益」を手放すことにみえる。しかし、「此の条約は初より瑣々たる慣例貿易の猾利を望む為に非ずして一般の公益を計りたるに出でたる」ため、「区々たる釜山の日本館を恋惜」すべきではない。

日本館の返還は逆に、日本に対する「朝鮮の猜嫌を除く」と同時に、間接予防の利益を得られる。従来慣例に従えば、釜山の日本館は朝鮮における駐兵所と勘違いされる可能性がある。「外国人をして我国に駐兵所を置かしむるは実に保国の良図に非ざるなり。（中略）寧ろ瑣々たる小利を棄て陽はに我国の公平を今日に明示し、陰かに外国の駐兵を他日に予防するの一举両全たるに若かんや」。ここで福地は将来朝鮮と西洋諸国と締約することを想定し、釜山の日本館を朝鮮に返すことを通じ、諸国が朝鮮に駐兵することを予め予防しようとした。公平（朝鮮に有利な条項）を示し、長期的な安全利益を獲得するという考え方であった。

さらに、第十款は片務的な領事裁判権を規定した条項である。実際、条約の交渉段階において、朝鮮側の役人はこの条に異議を示さなかった。なぜなら、これは江戸時代からの慣例であり、朝鮮側からみれば旧慣を継承したに過ぎなかったからである⁽⁷⁴⁾。そして、片務的な領事裁判権になったのは、恐らく当時の鎖国体制において朝鮮人が海外に移動する

ことはないと思ひ込み、朝鮮側が日本に求めなかったからであろう。

この条項について、福地は論理として日本にいる外国人には日本の法律に服従させるようにしたいが、朝鮮の実際を考えると「現約を喜ばざる能はざる」と述べた。当時日本政府は積極的に欧米人と交渉して片務的な領事裁判権を廃止しようとしており、もし同じ論理で「平等」に考えれば朝鮮にそれを規定することはできない。しかし、「一旦朝鮮に遊ぶに臨み、其の生命財産の保護を以て朝鮮の法律に委託するを得べき乎」と、福地は疑問を投げた。ここで「平等」の論理を現実には実行したくないのは、やはり文明的に朝鮮が日本より劣っているという認識が原因だったのである。そして、「生命財産の保護」という切実な利益のために、福地はこの「不平等」を容認したのである。

ただし、幕末日本で締結された多くの不平等条約は片務的な領事裁判権・片務的な最恵国待遇と協定税率で共通したのに対し、日朝修好条規は片務的な領事裁判権以外に不平等がみられなかったことに留意する必要がある。

以上のように、福地は日朝修好条規について、「此の条約より生ずる間接予防の公益は^(はる)過かに直接貿易の利益よりも大にして且つ切なる」と考え、満足の意を表したのである。

五 朝鮮修信使の来日

明治9年5月に、朝鮮修信使⁽⁷⁵⁾が日本側の全権大臣の派遣の回礼使として派遣され、日本の物情調査を行った。修信使一行は5月29日に東京に到着、6月18日に横浜より出航した。福地は修信使について四点の社説を掲載し、雑報では一行の様子をもれなく報道した。

(1) 修信使への態度と気運循環の観点

修信使一行が東京に到着したとき、それを見物するために多くの日本人が集まり、「二行の屏風を建てたるが如き景況を成せり」。「朝鮮使節は上下八十人の同勢にして、其の衣服風俗のただ日本人の眼に新奇なるが為に、観者にして往々其の迂闊を嗤ひ、多数を嘲るに至るものあり」⁽⁷⁶⁾。それをみて、福地は万延元(1860)年幕府がアメリカへ派遣した^{しんみ}新見正興・^{のりまさ}村垣範正・^{ただまさ}小栗忠順の使節団と文久二(1862)年の訪欧使節団を思い出し、それを朝鮮修信使と同一視した。十数年前に自分の身に同じことが起きたので、「若し我が昔日を以て今日の朝鮮に比せば、何ぞ其の多人数なるを怪しまんや。又況や其の風俗衣服に於てをや」⁽⁷⁷⁾と、現在の朝鮮使節を笑うことを批判した。

他方、福地は日朝修好条規を日米和親条約と同類視して、一歩進んでその中から「気運順環の迹」を見出した。昔コロンブス Christopher Columbus (1446頃-1508) はマルコ・ポーロ Marco Polo (1254-1324) の本の中の「日本」を求めてアメリカを発見した。そして三

百六十年後、日本はまたそのアメリカにより開国された。「現に今日我邦の氣運を一変せしは実際に於て米国使節の来朝に初まり、条約開港に発し、尤とも進歩の萌芽を成せしは幕府が使節を米国派出せしに由る」⁽⁷⁸⁾。

日朝関係もそれに似ている。「上世に於て我国人をして外国あるを知らしめたるは朝鮮なり。外交を開かしめたるも朝鮮なり。(中略)日本の文明は朝鮮の為に開かれたりと言ふも可なり。然るに其の朝鮮は中世より交通を世界に絶ち、世界の文明と併行するを好まざるが為に、今日と成りては却て我が日本の為に開かるゝに至れり」⁽⁷⁹⁾。

さらに、日朝修好条規が日米和親条約と同じように看做される以上、福地は「今日の朝鮮使節は我が初度の遣米使節に⁽⁷⁸⁾比しき進歩の氣運を本国に齎し帰るべき筈に非ずや」と、朝鮮修信使の来日が朝鮮へ「進歩」、つまり文明開化をもたらすだろうと期待していた。そのために、日本は「今日の朝鮮使節をして成るべき丈け便宜を得せしめ、之を誘引して文明社会に加入せしむる」べきである。これが、日本人民の「務むべき所」⁽⁸⁰⁾である。

また、朝鮮修信使来日の費用は全部日本政府が負担することに不満をもつ論者に対しては、幕末の日本の遣米使節や遣欧使節を例に、欧米諸国が費用を負担したことに倣って、日本も同じことを朝鮮使節に行ったことに賛同の意を表した。それだけでなく、「朝鮮人の優遇は独り之を饗応掛りの官吏に托して十分なりとす可からず。須らく人民の手に於ても之を優遇するの幾分かを負担すべく、たとえ負担せずともせめて「之を愛憐して文明に進歩せしめんと欲するの情を帯ぶべきなり」⁽⁸¹⁾。

福地の議論からは、朝鮮修信使に対する明らかな好意が感じられる。彼は現在の朝鮮を二十年前の日本と比較し、また昔のアメリカに倣って朝鮮を文明社会に加入させるべきだと述べた。しかし、好意と同時に、朝鮮に対して一種の優越感も同時に感じられる。アメリカによって開国して以来、日本は進歩して昔の文化先進国だった朝鮮を越えて文明国になった。彼には、朝鮮を開国させようとする文明優越感と欧米を模倣するような劣等感とが混在していた。

ただ、福地の優越感は絶対的なものではない。「我国人にして若し進取の氣力を發揮する事なく、依然今日の文明に安んじ、唯だ知足を以て主義となさば、又た孰くんぞ他年の後に於て却つて再び朝鮮人の為めに開かる」⁽⁸²⁾ ことがないと言えるだろうか、という危機感も示したのである。

(2) 「東洋国勢の権衡」

福地が朝鮮使節を優遇する理由は、朝鮮を「文明社会」に加入させようとするだけでなく、やはり「利益」にもあった。ただ、朝鮮の国内状況を踏まえ、貿易などによって獲得できる直接利益は微小であり、本当の目的は間接利益であると福地は考えた。つまり「朝鮮の独立を確持せしむる」ことによって「東洋国勢の権衡」を実現することである⁽⁸³⁾。

一見すると、福地は朝鮮を独立させ、その独立を維持しようと積極的な政策転換をした

かにみえる。確かに江華島事件の直後、福地は朝鮮を不問に付したかったが、状況が変わり、条約が結ばれた以上、それによる「実益」を獲得しようとした。如何なる状況でも最大の利益を獲得することを最優先するという、リアリズム的な考え方であった。

現在とはとても「天下泰平世界無事」の時ではなく、「東洋国勢の権衡を今日に平均するとせざるとは、他日に於て我国の為に利害得失する所は孰^(いずれ)ぞや」。東洋においてロシアと清は両方とも巨大な国であり、決して侮ることができない。「吾曹が思う存分に行はるゝ事ならば、魯西亜の亜細亜領を四五に分割し、支那をも三四に分裂し、以て各自の独立建国たらしめんことを謀るべし。これは「東洋国勢の権衡」にとって理想的であろうが、あくまで「妄想」に過ぎない。したがって、現実ではこの二つの国に接し、一海を隔てる朝鮮の独立を維持する計画を立てねばならない。

ただし、「朝鮮を魯に与ふ可からず、又之を支那に与ふ可からずと雖とも、我また之を略守して確守す可からず。只これを独立せしむるの一策あるのみ」。日本はあくまで朝鮮の独立を維持し、決して自分で領有してはならない。また、朝鮮の独立を維持するにあたり、彼は欧米諸国を引き入れてロシアと清を牽制しようとした。そのため、「朝鮮使節に目撃せしむるに我国の文物を以てし、之を悟覚せしむるに外交の緊要を以てし、猜忌を外人に懐くの邪念を消除せしむるを緊要なりとすべし」。

こうして日本の安全利益のため、福地は東洋国勢の均衡を保つことを手段とした。この考え方の背後には均衡外交の思想が読み取れる。

(3) これからの日朝関係

日本は諸国より一歩先に朝鮮と条約を結び、通商することができたが、これから欧米諸国が朝鮮と条約を締結するために日本の仲介を求めてくるかもしれない。しかし同時に、朝鮮は西洋諸国を嫌忌し、逆に日本に拒絶の仲介を求める可能性もある⁽⁸⁴⁾。そのときは周旋して「和を謀りて、聞かざれば局外中立の一策あるのみ」⁽⁸⁵⁾。ただ、朝鮮人は頑冥であり、中立する日本も敵国と看做して拒絶するかもしれない。この問題をどう解決するのが将来の日朝関係にとっては重要なことであると述べる。

一方、今回の修信使に「十分な冀望」をもつことはできない。

韓廷中にて或は二三の人物ありて鎖国の非なるを知るとも、江華の結約は決して其の利害を弁ぜしむるの力に非ずして、満朝の官吏が大臣の雄弁と軍艦の兵威とに恐懼せしむるの成跡に出たるなりと言はざる可からず。(中略) 朝鮮士民の衆情は其の政府の因循姑息より和を講せしむるを不満とし、或は守戦鎖国を以て一般の輿論とす(後略)。⁽⁸⁶⁾

江戸幕府が派遣した遣米使節などを回想すればわかるが、帰朝しても自分の力で国内の状況を変えることはできない。このように、福地はこれからの日朝関係にはまだ大きな問題

が残されており、楽観的にばかり考えるわけにはいかないと冷静な観測を述べている。

結び

本稿では江華島事件をめぐる福地源一郎の社説を紹介し、彼の朝鮮論を分析してみた。江華島事件が発生してから福地は「実益」という立場から一貫して非戦論を主張し、征韓論の「荣誉論」や「権道論」と論戦を続けた。最初の段階で彼は朝鮮と関わらないことを最善策と論じたが、朝鮮への問罪使派遣によって挫折し、この主張を放棄せざるを得なくなった。しかし、それでも彼は最後まで戦争になる可能性を憂い、講和の希望を黒田一行に託した。そして、講和が達成された後、福地は両使節の「文勲」を高く評価し、条約の内容について満足の意を表した。また、来日中の朝鮮修信使に対して彼は好意的な態度を取ったが、日朝関係の将来を楽観的にみることもできないと指摘した。

本稿の論旨は以上の通りであるが、ここで福地の議論の特徴を指摘しておきたい。それは類比が多用されていることである。例えば現在の朝鮮を徳川幕府に、そして朝鮮修信使を幕府の遣米遣欧使節に比較し、朝鮮に対して理解と「愛憐」を示している。また、英清が対立したマーガリー事件において、イギリスが利益のために戦争ではなくあくまで外交談判によって解決しようとした姿勢に倣い、日本も利益のために征韓論を放棄すべきであるという議論の仕方である。類比に着目すると、論拠が増えて説得力が増しているのみならず、時に福地の歴史観と国際状況の把握も読み取ることができる。

最後に福地の江華島事件における朝鮮論と思考法をまとめてみる。

まず、国内問題との繋がりがある。『東京日日新聞』における福地の社説は国内問題を中心としたものが圧倒的に多く、内容も大久保利通のような内政優先の主張であった。江華島事件が起きた後、福地が最後まで非戦論を唱えたのは日本国内の財政困難と明治6年の征韓論政変以来の不平士族問題を意識したからであろう。現実主義者の福地は社説の中で終始「実益」という言葉を使っていた。戦争になれば経済的に日本国内の負担が大きくなり、不平士族の勢力が増大すれば日本国内の安全に影響を与える可能性がある」と論じたのである。

次に、他の対外関係、特に対清問題と対ロシア問題との関連がある。江華島事件は単なる朝鮮問題ではなく、隣国の清・ロシアの介入が十分に考えられた。この事件は日朝間の問題にもかかわらず、福地が真に憂慮したのは対清関係と対露関係であった。ロシアの場合、江華島事件の前に樺太千島交換条約が結ばれたが、その時点で日本政府はまだ公表しておらず、世論ではロシアへの警戒心が非常に強かった。対清関係も明治7年の台湾出兵で緊張し始めた。日本の安全保障のため福地は征韓による両国への刺激を避けようとしたのであろう。

また、国際環境の視点からみると、彼は最初から最後まで「東洋大陸」の「戦争の妖霧」

を気にしていた。英露紛争のほか、英清・露清・米清の対立、および清の内部紛争——新疆の反乱——などを挙げ、いずれもアジアに戦争を招く火種として懸念している。この危機的な状況で、征韓はむしろ自ら「鷸蚌の争」に参加することになり、却って利益を失ってしまうと主張している。

武力を用いる征韓はもとより無謀で、かといって外交手段で朝鮮に直接問罪の使節を送っても、北京政府に糾問しても、中朝両国の関係をより緊密にするだけである。したがって現段階では状況を維持して朝鮮を「不問」に付すしかないと言う。

しかし、状況の発展は彼の予想を裏切り、日本政府は問罪使を派遣することにした。戦端が開かれるのではないかと憂慮したが、現実はまだ彼の予想を超え、早くも講和が成立し条約締結に至った。ここで福地は状況の変化に応じ、朝鮮の独立を維持して「東洋国勢の権衡」を平均しようと主張した。ただ、日本はあくまで朝鮮の独立を維持して、決して自分で領有してはならない。また、朝鮮の独立は日本だけでなく、欧米諸国を引き入れてロシアと清を牽制することにより達成しようとした。一見積極的な朝鮮独立維持政策とみえるが、その裏側には朝鮮以外の各国との関係を意識し、多国間の外交均衡論によって日本の安全保障を守るという思想があると読み取れる。

以上、江華島事件をめぐる福地源一郎の朝鮮論を考察してきた。ただ、江華島事件のみでは福地の朝鮮論の全体像をみることはできない。外交論は国際情勢の変化によって常に変わるものである。そのため、後の壬午軍乱や甲申政変に関する福地の言論を考察することを今後の課題にしたい。また、朝鮮問題と他の対外関係との関連、および日本の国内問題との繋がりもさらに考察する必要があると思われる。

[注]

* 引用した史料は、読みやすさを考慮して、原文中の変体仮名や片仮名、合字や記号「ㇿ」の類は全て平仮名に改め、適宜句読点を付した。また、漢字の旧字体・異体字は新字体で表記した。送り仮名および仮名の清濁、踊り字、下線、傍点は原文通りだが、片仮名用の繰り返し記号（一の字点）「ゝ」は平仮名用の「ゝ」に替えてある。引用者によるルビには丸括弧を付し、原ルビと区別した。

* 引用文中の並字の丸括弧は原文自体の注記である。

* 書誌情報においても旧字体は新字体に改めた。

- (1) 小山文雄『明治の異才福地桜痴——忘れられた大記者』中公新書 743, 中央公論社, 1984年10月, 2-7頁。
- (2) 福地源一郎『懐往事談 附 新聞紙実歴』民友社, 1894年4月, 「御用新聞記者と云はれたる事」211頁。福地桜痴「新聞紙実歴」, 柳田泉編『福地桜痴集』明治文学全集 11, 筑摩書房, 1966年6月, 330頁。

- (3) 例えば以下を参照。
- ・五百旗頭薫「福地源一郎研究序説——『東京日日新聞』の社説より」、坂本一登・五百旗頭薫編著『日本政治史の新地平』吉田書店、2013年1月、43-88頁。
 - ・岡安儀之「福地源一郎における「輿論」と「国民」——華士族をめぐる論争を題材に」『メディア史研究』34、2013年9月、81-104頁。
 - ・坂本多加雄「福地源一郎の政治思想——「漸進主義」の方法と課題」『思想』657、1979年3月、98-119頁。
- (4) 江華島事件については、以下を参照した。
- ・田保橋黎著／朝鮮総督府編『近代日鮮関係の研究』上巻、初刊：朝鮮総督府中樞院、1940年3月。復刻版：明治百年史叢書第201巻、原書房、1973年5月。
 - ・鈴木淳〔史料紹介〕「雲揚」艦長井上良馨の明治八年九月二十九日付け江華島事件報告書『史学雑誌』第111巻12号、2002年12月、1947-1957頁。
- (5) 前掲注(4)の田保橋・鈴木の研究のほか、例えば以下が挙げられる。
- ・原田環『朝鮮の開国と近代化』溪水社、1997年2月。
 - ・岡本隆司『属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、2004年10月。
 - ・高橋秀直「江華条約と明治政府」『京都大学文学部研究紀要』37、1998年3月、45-110頁。
 - ・北原マス子「江華条約の締結」趙景達編『近代日朝関係史』有志舎、2012年9月、124-153頁。
- (6) 例えば以下の論考が挙げられる。
- ・塩出浩之「征韓・問罪・公論——江華島事件後の対朝鮮政策をめぐるジャーナリズム論争」、坂本一登・五百旗頭薫前掲編著書、89-137頁。
 - ・園部裕之「江華島事件と日本民衆」『史観』130、早稲田大学史学会、1994年3月、16-31頁。
- (7) 『東京日日新聞』明治8年9月30日、第1-2面「東京日々新聞」欄（以下「社説」と略記）。
- (8) 本稿は参考のため、江華島事件の発生から第一次朝鮮修信使の帰国までを対象期間とし、『東京日日新聞』における事件関連の社説をすべて収集し、付表を作った。集めた社説の中で内容がさらに清・ロシア・アジアに関わるものはそれぞれ「○」で示した。付表の社説にはすべて標題が付いていない。また、執筆者に関して、福地は社説を書くとき基本的には署名しなかったが、一人称として「吾曹」を常用したことが特徴で（稲田雅洋『自由民権の文化史——新しい政治文化の誕生』筑摩書房、2000年4月、108頁）、当時「吾曹先生」「吾曹子」と呼ばれていた。さらに、明治15（1882）年1月までの間、福地源一郎以外の記者が社説を書いた場合はすべて署名が付いていたという（西田長寿「桜痴の新聞記事について」、柳田泉編『福地桜痴集』453-454頁）。本稿の付表の場合、末松謙澄（1855-1920）が書いた三点以外はすべて無署名で、そのうち、明治8（1875）年10月7日を除いて一人称は「吾曹」であった。したがって、本稿はこれらの社説の執筆者を福地源一郎と判断した。10月7日、第1-2面の社説の一人称は「吾輩」「我輩」だったが、「吾輩は既に一たび之を去四日の社説に於て弁したり」という記述から同10月4日の執筆者と同一人物だとわかる。
- (9) 塩出浩之前掲論文、91-92頁。

- (10) そのうち10月1日・10月11日・10月21日は日報社定例の休日である。
- (11) 福地の論点をより分かりやすく説明するため、ここで史料の引用は時間軸に沿っていない。この期間内に事態や福地自身の論調に変化はないので、議論に影響はないと考えられる。
- (12) 明治8年10月13日, 第2面社説。
- (13) 明治8年10月9日, 第2面社説。
- (14) 李憲昶著／須川英徳・六反田豊監訳『韓国経済通史』韓国の学術と文化 16, 法政大学出版社, 2004年3月, 102-108頁。
- (15) 18世紀半ばまで, 日朝貿易は日本が銀貨を輸出して朝鮮から人参と中国産の生糸・絹製品などを輸入することで盛んになったが, それ以降は日本政府による銀貨輸出の制限, 日清直接貿易の発展及び人参需要の激減(中国産人参の輸入と日本の国内生産)などによって衰退しつつあった(李憲昶前掲書, 171-180頁。山本進『大清帝国と朝鮮経済——開発・貨幣・信用』九州大学出版会, 2014年10月, 237-239頁)。また, 開港した後の日本にとって, 主な貿易相手は英米をはじめとする欧米諸国になったのも一因と考えられる(杉山伸也『日本経済史 近代—現代』岩波書店, 2012年5月, 157-150頁)。
- (16) 明治8年10月10日, 第2面社説。
- (17) 杉山伸也前掲書, 164-171頁。
- (18) 「今日已に政府の費用莫大にして, 歳入常に歳出を償ふこと能はざるの患あり。況や今禍端を開き数万の兵を外出し日に巨万の財を費し, 征役久を致す時は其用費又自ら莫大に至り, 或は重税を加へ, 或は償却の目算なき外債を起し, 或は償ふこと能はざるの紙幣を増出せざるを得ず。然れば其数増加するに従つて其償次第に減却し, 人生日用に必要なる品物交換の間自ら紛擾錯乱を生じ, 大に人民の苦情を発し終に擾乱を醸し, 亦言ふへからざるの国害を来すや実には計るべからず。且現今我国の外債已に五百万有余にして, 其償却の方法に至て未だ確然たる定算なく, 又定算あるも恐くは此一挙に因て大に目的の差違を生じ, 殆と救ふべからざるの禍を招くに至らん。(後略)。日本史籍協会編『大久保利通文書』第五卷, 日本史籍協会叢書 32, 東京大学出版会, 1968年3月, 55-56頁「708 征韓論に関する意見書」。
- (19) 明治8年9月30日, 第2面社説。
- (20) 三谷博・並木頼寿・月脚達彦編『大人のための近現代史——19世紀編』東京大学出版会, 2009年10月, 157-159頁。
- (21) 明治8年10月8日, 第2面社説。
- (22) 田保橋潔前掲書, 413-417頁, 515-520頁。
- (23) 王琪穎「明治初期の対ロシア論——樺太問題をめぐる諸新聞の議論」『メディア史研究』36, 2014年8月, 125-148頁。
- (24) 黒沢文貴「江戸・明治期の日露関係——ロシアイメージを中心に」『日本歴史』802, 2015年3月, 53-72頁。
- (25) 北原マス子前掲論文, 135-136頁。
- (26) 明治8年10月12日, 第2面社説。
- (27) イギリスは雲南地方, ロシアは西北地方の利権を獲得し, もって清における陸運の利益を独占しようとした。

- (28) 明治8年10月6日, 第1-2面社説。
- (29) 鵜(しぎ)と蚌(どぶがい)が争っているうち, 双方とも漁夫に捕らえられたという故事。漁夫之利と同義。『戦国策』燕策に典拠のある言葉。
- (30) 明治8年10月12日, 第2-3面社説。
- (31) 国際関係論において, 「現実主義(リアリズム)」は, 国家を単一で「合理的な」の行為体と見なし, 国家安全保障の問題を最重要課題と考え, 外交政策に自己の利益・目的(国益)の最大化を求めると考えられている(ポール・R・ビオティ, マーク・V・カビ著/デヴィッド・J・ウェッセルズ, 石坂菜穂子訳『国際関係論——現実主義・多元主義・グローバリズム』彩流社, 1993年4月, 21-40頁)。この「国益」は国家の安全保障とともに, 貿易・財政・為替など国家単位の利益も含む。本稿において, 福地源一郎にとっての「現実主義(リアリズム)」は, 個人の好みや感情でなく, 現実状況を踏まえて常に最大の「実益」を求めるとを意味する。福地は「実益」という言葉を「虚名」や「荣誉」と相対的な意味で使った。また, 江華島事件をめぐる論説の中で, 議論の主体は日本という国家であり, 「実益」も日本の利益——ここでは安全保障と経済的利益の両方を含んでいた。
- (32) 『郵便報知新聞』は「荣誉」よりも「利害」が重要であるという観点から非戦論を主張した。『朝野新聞』は非戦論の立場に立ちながら, 征韓論側の論拠に一定の理解を示し, 「征韓尚早論」であった。『東京曙新聞』の主張は『東京日日新聞』『郵便報知新聞』と正反対で, 「荣誉」を最も重視した征韓論であった。『横浜毎日新聞』は不平士族への懸念により征韓を非常手段として行わねばならないと主張した。各新聞の詳しい主張と比較は, 塩出前掲論文を参照。
- (33) 「権道」は臨機応変の方法。正道・常道に反し変則的でも, 結果は道理に合うやり方。
- (34) そのうち「荣誉論」を代表するのは『東京曙新聞』, 「権道論」の代表は『横浜毎日新聞』明治8年10月4日, 第2面社説。
- (35) 明治8年10月14日, 第1面社説。「名は実の賓(名者實之賓也)」は『莊子』「逍遙遊篇第一」にみえる言葉。名目は実質の客にすぎず, 名は実質に従属するという意味。金谷治訳注『莊子』第一冊 [内篇], 岩波文庫, 1971年10月, 29頁。
- (36) 明治8年10月16日, 第1面社説。
- (37) 明治8年10月20日, 第1面社説。
- (38) 坂本多加雄前掲論文, 105-106頁。
- (39) 「苟安」は「苟且偷安」すなわち一時の安楽を楽しむこと。転じて, 一時しのぎ。原文は「苟且の権謀を以て其の気焰を海外に洩さしむるは一時の安を偷むの策なり」(明治8年10月22日, 第2面社説)。
- (40) 明治8年9月30日社説, 第2面社説。
- (41) 明治8年10月2日, 第1面社説。
- (42) 明治8年10月7日, 第1面社説。
- (43) 塩出浩之前掲論文, 103-105頁。
- (44) 明治8年10月4日, 第2面社説。
- (45) 明治8年10月19日, 第2面社説。「ゼントルメン」は左ルビ。「廟謨」は「朝廷のはかりごと。朝廷で決める方策・方針」, ここでは政府の判断。

- (46) 明治8年11月22日, 第2面社説。
- (47) 明治8年12月8日, 第2面社説。
- (48) 明治8年11月22日, 第2面社説。江華島事件の前, 日朝の間に国交について政府間交渉が行われたが, 饗宴の際に日本大使の大礼服用が朝鮮側に問題視された。朝鮮側は旧慣と異なり, 西洋人に似ているという理由で承認しなかった。これについて, 当時日本では朝鮮政府が服制問題を口実に日本を侮辱したという見方があった。
- (49) 明治8年12月13日, 第2面社説。
- (50) 同上。
- (51) 同上。「師」は軍隊, 「毫末」は毛の先, 転じてほんのわずか。『老子』第64章に「合抱の木も毫末より生ず(合抱之木, 生於毫末)」とある。蜂屋邦夫訳注『老子』岩波文庫, 2008年12月, 289-292頁。
- (52) 明治8年11月27日, 第1面社説。
- (53) 明治8年11月29日, 第1面社説。「廟堂」は政治を行う場所。転じて政府。
- (54) 明治8年12月8日, 第2面社説。
- (55) 明治8年12月13日社説, 第2面社説。原文の「己」を「巳」に改めて引用。
- (56) 明治8年12月24日, 第1面社説。
- (57) 明治8年12月26日, 第2面社説。
- (58) 同上。
- (59) 同上。
- (60) *North China Daily News* は1864年イギリス人によって上海で創刊された英字新聞, *The Japan Herald* もイギリス人が1861年に横浜で創刊した英字新聞である。『北清日報』と『ヘラルド』は福地個人による日本語の呼称である。
- (61) 明治9年1月16日, 第2面社説。
- (62) 明治9年1月24日, 第2面社説。
- (63) 明治9年2月16日, 第1面社説。
- (64) 明治9年3月3日, 第3面社説。
- (65) 福地源一郎は日朝修好条規を「朝鮮条約」と呼称した。
- (66) 明治9年3月25日, 第2面社説。「包罩」はつつみこむこと。
- (67) 外務省調査部編纂『大日本外交文書』第九巻(明治9年1月-12月), 日本国際協会, 1940年9月, 114-119頁。
- (68) 明治9年3月25日, 第2面社説。以下, 注番号(71)の手前まで, 特に断わらない限り同様。
- (69) 須田努「通信使外交の虚実」, 趙景達編『近代日朝関係史』50-58頁。
- (70) 福地の紹介では, 昔フランス西岸の一部はイギリスの領地だったが, この領地は長年英仏紛争の根源となった。
- (71) 明治3年, アメリカの駐清公使に対し, 清の総理衙門は朝鮮を属国と称しても内政教令など一切関与していないと清韓関係を説明した。また, 明治6年に日本の外交随員であった柳原前光(1850-94)の質問に, 朝鮮の和戦選択の権利にも関与しないと表明したことがある。前掲岡本著書, 18-32頁。

- (72) また「自主」について清の解釈も日本・朝鮮と異なっていた。前掲岡本著書, 18-32 頁。
- (73) 以下, 第四節末尾までの引用は, 明治9年3月27日, 第2面社説。
- (74) 田保橋潔前掲書, 489-490 頁。
- (75) 朝鮮修信使については, 前掲須田論文, 北原論文のほか, 以下を参照。
- ・落合弘樹「朝鮮修信使と明治政府」『駿台史学』第121号, 2004年3月, 1-20 頁。
 - ・宋敏述／国際日本文化研究センター編『明治初期における朝鮮修信使の日本見聞』第121回日本研フォーラム, 国際日本文化研究センター, 2000年3月。
- (76) 明治9年5月30日, 第1面社説。
- (77) 同上。
- (78) 明治9年5月31日, 第2面社説。
- (79) 同上。
- (80) 同上。
- (81) 明治9年6月1日, 第1面社説。
- (82) 明治9年5月31日社説。
- (83) 明治9年6月1日, 第2面社説。以下, (2)「東洋国勢の権衡」の末尾までの引用出典はすべて同一。
- (84) 慶應2(1866)年, フランス人宣教師の処刑をきっかけにフランス艦隊が朝鮮に宣戦した件について, 当時将軍であった徳川慶喜(1837-1913)が自発的に朝鮮とフランスの間に入って調停しようとしたことがある。田保橋潔前掲書, 103-107 頁。
- (85) 明治9年6月22日, 第1面社説。
- (86) 明治9年6月22日, 第2面社説。

付表：江華島事件に関連する東京日日新聞の社説

* 執筆者欄の「F」は福地源一郎、「S」は末松謙澄。

期	番号	日付	執筆者	中国	ロシア	アジア	内容
第一期	1	M8.09.30	F	○			江華島事件発生の伝聞。支那の出兵が考えられる。戦うべからず。
	2	M8.10.02	F				江華島の砲撃は朝鮮政府の命令によるかどうか不明。まだ朝鮮を敵国と看做すべからず。
	3	M8.10.04	F	○			征韓論は榮譽論と権道論の二種類がある。最上策は朝鮮と関わらないこと。
	4	M8.10.06	F	○	○	○	東洋大陸は戦争の妖霧に覆われ、日本は巻き込まれないように注意すること。
	5	M8.10.07	F	○	○		英さえ利益を考慮して支那と和議したく、日本も英に学ぶべき。
	6	M8.10.08	F	○	○		朝鮮の件は朝鮮一国のことではなく、戦争は日本に不利。
	7	M8.10.09	F				権道論を駁す。不平士族の主張に従って征韓するのは却って日本に不幸をもたらす。
	8	M8.10.10	F				井上良馨が帰還。理財の面では軍費がないと論じる。
	9	M8.10.12	F	○	○	○	露英清の利益争い。日本はこれを好機として出兵すると大不幸を醸す。
	10	M8.10.13	F	○	○		征韓は内訌を防御することはできず、かつ実益がない。
	11	M8.10.14	F	○			実益のない虚栄は政治上の「不条理」。
	12	M8.10.15	F	○			英は利益のために清と談判するのに対し、日本は朝鮮から獲得できる利益がない。
	13	M8.10.16	F				不平士族によって間接的に政治に影響されることは内乱よりも恐るべし。
	14	M8.10.17	F				征韓によって士族を籠絡すべからず。戦地における掠奪は国際通例にあわない。
	15	M8.10.18	S				虚栄論に反論。征韓に実益がない。
	16	M8.10.19	F				「上等社会」の公論は非戦にある。虚栄論と権道論の両方とも取るべからず。

	17	M8. 10. 20	F				権道論を再駁する。士族の不平と人民の幸福は両立できない。
	18	M8. 10. 22	F				権道論は士族の気焰を一時海外に逸らす策で、却ってその勢力を助長する。
	19	M8. 10. 23	F				上等社会の公論は非戦に帰着。一旦この事件について論じる事をやめる。
第二期	20	M8. 11. 22	F				日本政府が朝鮮に問罪使を派遣するという伝聞に対する懸念。
	21	M8. 11. 24	S	○			朝鮮の件について清に使節を派遣するという伝聞。征韓論は日本に害をもたらす。
	22	M8. 11. 27	F	○	○	○	朝鮮と清に問罪使を派遣するのは両方とも取るべからず。
	23	M8. 11. 29	F	○			朝鮮に問罪使を派遣するのは戦争に繋がる下策。政府の決定を憂慮する。
	24	M8. 12. 08	F	○	○		朝鮮を「不問に置くべし」と主張する。
	25	M8. 12. 12	S				黒田清隆の朝鮮派遣が決定。状況次第で戦端が開かれる可能性がある。
	26	M8. 12. 13	F	○			朝鮮に問罪使を派遣するのは民意にあらず、かつ問罪に利益がない。
第三期	27	M8. 12. 24	F		○		黒田の出航が目前に、不問の策は空談になったが、ただ和議に終わるように論じる。
	28	M8. 12. 26	F	○			使節の派遣によって戦端が開かれる可能性が高い。清が出兵すると日本が不利になる。
	29	M8. 12. 30	F	○			森有礼の清派遣は黒田の談判に間に合わない。
	30	M9. 01. 07	F				昨年の江華島事件などを回顧する。
	31	M9. 01. 08	F	○	○	○	日本はアジアの禍機に巻き込まれないように注意せねばならない。
	32	M9. 01. 16	F	○	○		伝聞に露兵が朝鮮に入り、清兵も鴨緑江に駐留している。
	33	M9. 01. 24	F				朝鮮人が日本館を夜襲したという噂、山県有朋が馬関に出発。情勢が緊張。
	34	M9. 01. 25	F	○			昨日の噂は訛伝。日本政府は全権使節に開戦の権限を許さず。講和の希望はまだある。
	35	M9. 02. 16	F	○			使節からの報告は一切なし。まだ談判中で、

							失敗していないことを示している。
第 四 期	36	M9. 03. 03	F				朝鮮より講和の吉報。黒田井上両公の偉勲を称讃。
	37	M9. 03. 06	F				黒田・井上は予想より早く帰京。二人の「文勲」により外戦の災厄から免れたことを評価。
	38	M9. 03. 07	F				条約の性質は恐らく和親通商条約。従前の両国の通商実況を振り返る。
	39	M9. 03. 09	F	○			朝鮮の国情を紹介し、日本の使節を謝絶する原因を追究する。
	40	M9. 03. 12	F	○			朝鮮講和の功績は間接的に海陸軍にもある。
	41	M9. 03. 25	F	○		○	条約第一款の「自主」「平等」は日本の禍根を除き、朝鮮の自由を復し、東洋の大勢を均衡。
	42	M9. 03. 27	F				25日の続き。条約の「間接予防の公益」は「直接貿易の利益」よりも大きい。
	43	M9. 03. 28	F				条約を締結した以上、朝鮮政府の謝罪状を公布すべからず。
第 五 期	44	M9. 05. 30	F				来日の朝鮮使節は幕府の遣米と遣欧使節に類似。日朝通信の歴史を回顧。
	45	M9. 05. 31	F	○		○	朝鮮が日本に開かれたことは気運順環の迹。
	46	M9. 06. 01	F	○	○	○	朝鮮使節の費用は全て日本政府が拠出、日本人民も日本の利のため朝鮮人を優遇すべし。
	47	M9. 06. 22	F				日本は朝鮮において局外中立を取るべし。朝鮮使節に朝鮮の国情変更を期待すべからず。
合計 47 編 (うち福地源一郎が執筆した社説は 44 編)							